



埼玉県報

第 2731 号
平成 27 年(2015 年)
9 月 15 日
火曜日

目次

規則

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 埼玉県民栄誉賞規則に基づく表彰（広聴広報課）
- 平成 27 年度砂利採取業務主任者試験の実施（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業における保留地処分に係る公告（八潮新都市建設事務所）
- 平成 27 年度埼玉県立学校 23 校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示（高校教育指導課）

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一七―二八

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七―四）

の一部を次のように改正する。

別表第二中「公益財団法人日本科学技術振興財団」を

「公益財団法人日本科学技
公益財団法人ラグビーワ

術振興財団

に、「公益社団法人日本下水道協会」を 「公益
国立

ールドカップ二千十九組織委員会」

社団法人日本下水道協会

に改める。

研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年九月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人バナナキッズ
- 三 代表者の氏名
鈴木 晶子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字平塚千二百八十一番地一埼玉県立上尾かしの木特別支援学校かしの木会館二階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい児・障がい者が放課後や土日休業、長期休業中に安心して居る場所を確保し、豊かな生活づくりを進め、友達とともに活動をすること等、余暇活動の充実を図り、障がい児・障がい者やその家族が充実した日々を送ることで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人所沢市民ネットワーク

三 代表者の氏名

酒井 智恵

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字荒幡三百三十七番地の十五

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の郷土・歴史と文化を愛する各種分野のエキスパートが広く集い協力し、その技能や知識・経験を活かして多彩な事業を行うことにより市民に安心と快適を与え、「生まれてよかった 日本、住んで良かった 所沢市」と誰もが思えるような市民生活の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五十八号

埼玉県民榮譽章規則（昭和五十九年埼玉県規則第五十六号）第五条第一項の規定により行った平成二十七年九月八日の表彰において表彰を受けた者の氏名及び業績は、次のとおりである。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 氏名

佐々木 則夫

二 業績

サッカー日本女子代表監督として幾度となく世界大会の決勝にチームを導き、サッカー界の発展に多大な貢献をし、社会に明るい希望を与えて県の名を高めた。

告 示

埼玉県告示第千五十九号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、平成二十七年年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日

平成二十七年十一月十三日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター中会議室

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部みどり自然課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十七年九月十七日（木）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

平成二十七年十月一日（木）から十月十五日（木）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県環境部みどり自然課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

六 試験科目

イ 砂利の採取に関する法令

ロ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

告 示

埼玉県告示第千六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー熊谷箱田店

埼玉県熊谷市箱田一丁目六百九十六外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十七年八月二十五日

告 示

埼玉県告示第千六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、百八十

六―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 齋藤勲

埼玉県入間市大字下藤沢七百八十三番地一クイーンパレス二百二
号

（変更後） 齋藤勲

埼玉県入間市大字下藤沢九百十番地十二

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前） 株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤修一

（変更後） 株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

ハ 変更年月日

平成二十三年六月二十九日外

ニ 届出年月日

平成二十七年九月三日

二 縦覧期間

平成二十七年九月十五日から平成二十八年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年九月十五日から平成二十八年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、百八十六

―一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三一四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二五八台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）平面駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

隔地駐車場一 午前八時三十分から午後十時

隔地駐車場二 午前八時三十分から翌午前零時三十分

隔地駐車場三 午前八時三十分から翌午前零時三十分

隔地駐車場四 午前八時三十分から翌午前零時三十分

（変更後）平面駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

隔地駐車場一 午前八時三十分から午後十時

隔地駐車場二 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一〇か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 六か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十八年五月四日

ニ 届出年月日

平成二十七年九月三日

二 縦覧期間

平成二十七年九月十五日から平成二十八年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年九月十五日から平成二十八年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千六十三号

さいたま市からさいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六十四号

さいたま市からさいたま都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六十五号

さいたま市からさいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六十六号

さいたま市からさいたま都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千六十七号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号九十四―一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十七街区四画地（八潮市大字大原五百九十七番二外）

(2) 地積

二百一・七〇平方メートル

(3) 予定価格

二千七百六十三万二千九百円

ロ 保留地番号九十四―二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十七街区十三画地（八潮市大字大原五百九十七番一外）

(2) 地積

二百一・七〇平方メートル

(3) 予定価格

二千七百六十三万二千九百円

ハ 保留地番号九十六

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十八街区二画地（八潮市大字大原六百八番外）

(2) 地積

二百五十七・八二平方メートル

(3) 予定価格

三千三百七十七万四千四百二十円

ニ 保留地番号百二十七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十八街区八画地（八潮市大字大原五百九十四番）

(2) 地積

百十四・九七平方メートル

(3) 予定価格

千五百九十八万八百三十円

ホ 保留地番号六十一一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十一街区二画地（八潮市大字大原六百九番外）

(2) 地積

百六十八・三六平方メートル

(3) 予定価格

二千二百五万五千六十円

ヘ 保留地番号六十一二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十一街区十七画地（八潮市大字大原六百九番外）

(2) 地積

百九十五・三五平方メートル

(3) 予定価格

二千八百五十二万千円

ト 保留地番号六十一三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十一街区十八画地（八潮市大字大原六百九番外）

(2) 地積

百七十五・七五平方メートル

(3) 予定価格

二千四百九十五万六千五百円

チ 保留地番号八十九一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十二街区六画地（八潮市大字大原六百七番外）

(2) 地積

二百四十三・二八平方メートル

(3) 予定価格

三千三百八万六千八十円

リ 保留地番号八十九―二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十二街区十六画地（八潮市大字
大原六百八番外）

(2) 地積

百九十八・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

三千九万六千円

又 保留地番号八十九―三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十二街区十七画地（八潮市大字
大原六百三十五番四外）

(2) 地積

百八十七・八〇平方メートル

(3) 予定価格

二千六百六十六万七千六百円

ル 保留地番号九十七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十三街区六画地（八潮市大字大
原六百四十番一外）

(2) 地積

千五十七・二七平方メートル

(3) 予定価格

一億二百五十五万百九十円

ヲ 保留地番号百六

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百二十四街区六画地（八潮市大字
古新田五百八十九番一外）

(2) 地積

百五十三・八四平方メートル

(3) 予定価格

二千百八十四万五千二百八十円

ワ 保留地番号百十

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百三十一街区七画地（八潮市大字
垢九十九番一外）

(2) 地積

九十四・七六平方メートル

(3) 予定価格

千百五十六万七百二十円

カ 保留地番号百二十八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百五十八街区十二画地（八潮市大
字古新田三百二十番一）

(2) 地積

百九十八・六七平方メートル

(3) 予定価格

千六百四十八万九千六百十円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 未成年者

ニ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続
開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五
号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ホ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過して
いない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を
契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

へ 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）
の滞納がある者

ト 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

チ 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

(1) 郵送受付期間 平成二十七年十月十七日（土）から同年十月二十五日（日）まで（消印有効）

(2) 窓口受付期間 平成二十七年十月十九日（月）から同年十月二十八日（水）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）の午前九時から午後五時まで

ロ 郵送・窓口受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十七年十一月七日（土） 午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、TX八潮駅西販売センターにおいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同センター（電話〇一二〇―八四―二四四一）に請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第千六十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

平成27年度埼玉県立学校23校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成27年7月7日

4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 落札金額

204,229,080円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年5月26日